

2 保健・医療・衛生

1 自立支援医療

1. 内容

これまでの「更生医療」「育成医療」「精神障害者通院医療費公費負担制度」がひとつの制度となったもの。

・更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障がいを治療することにより障がいを除去したり、障がいの軽減が可能である場合に必要な医療の給付を行う制度。医療機関は指定されている。

・育成医療

18歳未満の児童で身体に障がいを有し、治療することにより障がいを除去したり、障がいの軽減が可能である場合に必要な医療の給付を行う制度。医療機関は指定されている。

・精神通院医療

精神障がいのある方（統合失調症、中毒性精神病、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者）が通院により治療を行う場合の費用の一部を公費負担する制度。医療機関は指定されている。

2. 窓口

・更生医療・・・市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

・育成医療・・・市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

・精神通院医療・・・市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

3. 費用負担

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食費（標準負担額）相当については原則自己負担。下表参照。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千円 (所得割)	3万3千円 ≤ 市町村民税 < 23万5千円 (所得割)
【生活保護】	【低所得1】	【低所得2】	【中間所得】 医療保険の自己負担限度	一定所得以上 公費負担の対象外
負担0円	2,500円	5,000円	育成医療の経過措置 5,000円 / 10,000円	医療保険の負担割合・負担限度額
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）*1	
			【中間所得層1】 5,000円	【中間所得層2】 10,000円
				一定所得以上（重難） 20,000円

※表に記載の金額は負担上限月額。

※「本人収入」については育成医療の場合は本人ではなく保護者収入

*1

①疾病、病状等から対象となる者

・更生医療、育成医療

腎臓機能、小腸機能、免疫機能障がい、心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）又は肝臓機能障がい（肝移植後の抗免疫療法に限る）の者。

・精神通院医療

国際疾病分類（ICD-10）における、下記の分類の者又は情動及び行動の障がい、不安及び不穏状態の病状を示す精神障がいのために、集中・継続的な医療を要するものとして3年以上の精神医療の経験を有する医師が判断した者。

F0 症状性を含む器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害

F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害

F3 気分障害

G40 てんかん

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。

医療保険の多数該当の者。

2 公費医療費支給制度

◆ 子ども医療費支給制度

（福岡市：子ども医療費助成制度）

1. 内容

小学校6年生までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実に努めることを目的とした制度。

この制度は、国の制度ではなく地方自治体の事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合がある。【287頁参照】

2. 実施主体

市町村

3. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している小学校6年生までの子ども

※3歳以上については所得制限（児童手当準拠）あり。

北九州市：中学校3年生まで（通院については小学校6年生まで）の子ども。（所得制限なし）

福岡市：中学校3年生まで（通院については小学校6年生まで）の子ども。（所得制限なし）

4. 本人負担額（市町村毎、1医療機関にかかる料金です。）

3歳未満 無料

3歳以上就学前

入院：500円/日（月7日上限）

通院：800円/月（上限）

小学生 入院：500円/日（月7日上限）
通院：1,200円/月（上限）

※この制度では、子どもが病院にかかったときの自己負担相当額から、上記の本人負担額を差し引いた額を助成する。

※保険の対象とならない医療費及び入院時の食事療養標準負担額等は、助成の対象とはならない。

※薬局での自己負担なし。

北九州市：入院 無料
通院 3歳未満 無料
3歳以上就学前：本人負担額600円/月（上限）
小学生：本人負担額 1,200円/月（上限）

福岡市：入院 中学校3年生まで：自己負担なし
（入院時の食事代や健康保険がきかない費用を除く）
通院 3歳未満：自己負担なし
3歳以上小学校就学前まで：600円/月まで
小学生：1,200円/月まで

5. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区役所（出張所）保険年金課（福岡市）

6. 根拠法令・通知

各市町村の条例等で実施

◆ 重度障がい者医療費支給制度 （福岡市：重度障がい者医療費助成制度）

1. 内 容

重度障がいのある方に係る医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度。

この制度は、国の制度ではなく地方自治体の事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合がある。【284～286頁参照】

2. 実施主体

市町村

3. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している以下に該当する重度障がいのある方

- ・身体障害者手帳の1級、2級
- ・知的障害者で知能指数35以下
- ・身体障害者手帳3級かつ知的障がいのある方で知能指数36以上50以下
- ・精神障害者保健福祉手帳1級（精神科病床への入院費用は特定期間の者を除き対象外）

※特定期間とは、当該重度障がいのある方が3歳に達する日の属する月の翌月初日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間をいう。

※3歳以上小学生までは、重度障がい者医療費支給制度優先となる。

※65歳以上の人は、後期高齢者（長寿）医療被保険者に限る。

※所得制限（3歳～小学6年生：児童手当準拠、中学生以上：特別障害者手当準拠、北九州市は特別児童扶養手当準拠：本人のみ）あり。

4. 本人負担額（市町村毎、1医療機関にかかる料金です。）

入院：〈一般世帯〉 500円/日（月20日上限、3歳～小学6年生については月7日上限）
〈非課税世帯〉 300円/日（月20日上限、3歳～小学6年生については月7日上限）

通院：500円/月（上限）

※この制度では、障がいのある方が病院にかかったときの自己負担相当額から、上記の本人負担額を差し引いた額を助成する。

※保険の対象とならない医療費、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は助成の対象とはならない。

※薬局での自己負担なし。

北九州市：自己負担なし。但し、以下の場合は除く。

- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護に要する費用の1割（月限度額8,000円を超えた分は払い戻し）
- ・入院時の食事代や保険診療以外の医療費
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神病床への入院医療費（ただし、小学6年生以下は無料）

福岡市：自己負担なし（入院時の食事代や健康保険がきかない費用を除く）

ただし、精神障がいのある方（中学校3年生までを除く）は、精神病床への入院にかかる医療費は対象外。

5. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区役所（出張所）保険年金課（福岡市）

6. 根拠法令・通知

各市町村の条例等で実施

◆ ひとり親家庭等医療費支給制度 （福岡市：ひとり親家庭等医療費助成制度）

1. 内 容

ひとり親家庭等の健康の保持と子育て支援の充実を図ることを目的として、医療費の一部を助成する制度。

この制度は、国の制度ではなく地方自治体の事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合がある。【288頁参照】

2. 実施主体

市町村

3. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している、

- ・18歳に達する日以後の年度末までの間にある子どもを

現に扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父

- ・小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にある母子家庭の子及び父子家庭の子
- ・小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にある父母のない子

※所得制限（児童扶養手当準拠）あり。

※一人暮らしの寡婦については廃止。

4. 本人負担額（市町村毎、1医療機関にかかる料金です。）

入院：500円/日（月7日上限）

通院：800円/月（上限）

※この制度は、母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のない子が病院にかかったときの自己負担相当額から、上記の本人負担額を差し引いた額を助成する。

※保険の対象とならない医療費、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象とはならない。

※薬局での自己負担なし。

※北九州市：入院は中学生まで自己負担なし

※福岡市：入院は中学生まで自己負担なし

5. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区役所（出張所）保険年金課（福岡市）

6. 根拠法令・通知

各市町村の条例等で実施

3 新生児・未熟児訪問指導

1. 内 容

（1）新生児（出生後28日未満の乳児）の家庭に保健師や助産師等が訪問し、育児等の指導、助言を行う。

（2）未熟児の家庭に保健師や助産師等が訪問し、乳児の健康や育児等の指導、助言を行う。

2. 対 象

（1）出生後28日未満の乳児（但し28日を経過しても、なお指導を必要とする場合は継続して指導を行う）

（2）未熟児（出生直後から入院している場合は退院後）

3. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

4. 根拠法令・通知

母子保健法第11条

母子保健法第19条

4 乳幼児健康診査

1. 内 容

（1）乳幼児の適切な時期に健康診査を行い、その結果に基づき保健指導を行う。また健診だけにとどまらず、栄養、むし歯予防、その他育児に関する相談、助言も行っている。

（2）乳幼児健康診査は自治体により回数、対象児の月齢等が異なる。

2. 対 象

全乳幼児

3. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

4. 根拠法令・通知

母子保健法第12条、第13条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

5 未熟児養育医療

1. 内 容

病院等に入院することが必要な未熟児に対し、必要な医療の給付を行う制度。医療は指定養育医療機関で行われる。

2. 対 象

身体の発達が未熟なままで生まれ、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

3. 費用負担

世帯の前年の所得税額等に応じて費用徴収有り

4. 窓 口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

5. 根拠法令・通知

母子保健法第20条

未熟児養育事業の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

6 結核児童への療育給付

1. 内 容

骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養と学習の援助を行う制度。指定の療育機関で行われる。療育の給付内容は次のとおり。

①医療の給付 ②学習用品の支給 ③日用品の支給

2. 対 象

医師が入院療育を必要と認めた骨関節結核、その他の結核にかかっている18歳未満の児童

3. 費用負担

世帯の前年の所得税額等に応じて費用徴収有り

4. 窓 口

各保健福祉（環境）事務所、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

5. 根拠法令・通知

児童福祉法第20条

結核にかかっている児童に対する療育の給付について（厚生省児童局長通知）

7 小児慢性特定疾病医療費助成事業

1. 内 容

厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっており、その疾病の程度が一定以上である児童等の治療に対し、保険医療

の範囲内で自己負担分の医療費の一部を助成する制度。医療費の助成は県（北九州市・福岡市・久留米市：実施機関）が指定した医療機関で行われる。

2. 対象疾患及び対象者

小児慢性特定疾病（令和元年7月1日現在762疾病）に罹患し、認定基準を満たした18歳未満の児童（必要と認められる場合は20歳まで延長することができる）

3. 窓 口

各保健福祉（環境）事務所、北九州市（各区役所保健福祉課）、福岡市（各区保健福祉センター健康課）、大牟田市こども家庭課、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

児童福祉法

8 予防接種健康被害救済制度

1. 内 容

予防接種法に基づいて行われる予防接種によって、健康被害が生じた場合に対する救済制度。給付金の内容は次のとおり。

①医療費（医療にかかった自己負担分） ②医療手当
③障害児養育年金 ④障害年金 ⑤死亡一時金 ⑥葬祭料
⑦遺族年金 ⑧遺族一時金

2. 窓 口

市区町村担当課

3. 根拠法令・通知

予防接種法第15条、第16条

9 腎臓疾患患者福祉給付金（両政令市は除く）

1. 内 容

夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度。

2. 対 象（次のいずれにも該当すること）

（1）夜間（午後5時以降）に人工透析を1か月間に5回以上受けていること

（2）身体障害者福祉法に基づく手帳の交付を受けている者であること

（3）通院距離（自宅から医療機関までの距離をいう。）又は通院費用が次のアからウまでのいずれかに該当すること。ただし、専ら自家用車を使用している者であって、アに該当しないものであっても、公共交通機関又はタクシーを使用し、通院に伴う費用を2,000円以上負担した月がある場合は、当該月については、イ又はウに該当するものとして取り扱う。

ア 自家用車使用の場合

通院距離が片道10km以上であること。

イ 公共交通機関使用の場合

1ヶ月2,000円以上の運賃の負担をしたこと。

ウ タクシー使用の場合

領収書に基づき1ヶ月2,000円以上の負担をしたと認められること。

3. 制 限

所得制限有り

4. 窓 口

市町村障がい福祉担当課（両政令市は除く）

5. 根拠法令・通知

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱

10 特定医療費（指定難病）助成事業

1. 内 容

厚生労働大臣が指定する難病（以下指定難病という）（令和元年7月1日現在333疾病）の治療費について、保険診療の範囲内で自己負担分の一部を助成する制度。

2. 対象疾患及び対象者

指定難病（333疾病）に罹患し、認定基準を満たした人

3. 利用者負担

市町村民税の課税額に応じた自己負担あり

4. 窓 口

各保健福祉（環境）事務所、北九州市（各区役所保健福祉課）、福岡市（各区保健福祉センター健康課）、大牟田市保健所、久留米市保健所

5. 根拠法令・通知

難病の患者に対する医療費等に関する法律

11 特定疾患治療研究事業

1. 内 容

慢性疾患のうち特定された疾患にかかっている患者の治療に対し、必要な治療費（医療保険の自己負担分の一部又は全額）の給付を行う制度。治療研究は県が契約した医療機関で行われる。

2. 対象疾患

スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）。

ただし、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎の疾患については、平成26年12月31日までに当該疾患により当該事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている者に限る。

3. 窓 口

各保健福祉（環境）事務所、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）、大牟田市保健所、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

特定疾患治療研究事業実施要綱（厚生労働省健康局長通知）

12 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

1. 内 容

先天性血液凝固因子障害患者及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症患者のこの疾患に対する治療費

(医療保険の自己負担分)の給付を行う制度。治療研究は県が指定した医療機関で行われる。

2. 対象

血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、原則として20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症の患者

3. 窓口

各保健福祉(環境)事務所、北九州市保健衛生課・各区役所保健福祉課、福岡市保健予防課、大牟田市保健所、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱
(厚生労働省健康局長通知)

1.3 被爆者医療制度

1. 内容

原子爆弾の被爆者が医療に要する費用を公費負担する制度。給付の内容は次のとおりである。

- (1) 健康診断の実施(年4回)
- (2) 認定疾病医療費の給付(全額公費)
- (3) 一般疾病医療費の給付(医療保険の自己負担分)

※介護保険法の規定による医療に関する給付については、
14 被爆者福祉を参照

2. 対象

被爆者健康手帳交付者

3. 窓口

指定医療機関または一般疾病医療機関

すでに支払った医療費の請求に関しては各保健福祉(環境)事務所、各区役所保健福祉課(北九州市)、各区保健福祉センター健康課(福岡市)、大牟田市保健所、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

1.4 被爆者福祉制度

1. 内容

原子爆弾の被爆者が介護保険等のサービス利用に要する費用を公費負担する制度。給付の内容は次のとおりである。

◎介護保険サービス

(1) 福祉系サービス

①(介護予防)訪問介護、訪問型サービス(独自・みなし)※いずれも低所得者のみ ②(介護予防)通所介護、地域密着型通所介護 ③(介護予防)短期入所生活介護 ④(地域密着型)介護老人福祉施設への入所(いずれも食費、居室費は含まない) ⑤(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ⑥(介護予防)認知症対応型通所介護 ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑧複合型サービス

※①の低所得者とは、その属する世帯の全員が所得税もしくは住民税が非課税である必要がある。

(2) 医療系サービス

①(介護予防)訪問看護 ②(介護予防)訪問リハ ③(介護予防)居宅療養管理指導 ④(介護予防)通所リハ ⑤(介護予防)短期入所療養介護 ⑥介護保険施設への入所 ⑦介護療養施設サービス

◎介護保険サービス以外

養護老人ホームへの入所

2. 対象

被爆者健康手帳交付者

3. 窓口

介護保険のサービス事業者及び入所施設

すでに支払った利用料の請求及び低所得者の認定に関しては、各保健福祉(環境)事務所、各区役所保健福祉課(北九州市)、各区保健福祉センター健康課(福岡市)、大牟田市保健所、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成21年3月30日 健発第0330005号)

1.5 結核医療費公費負担制度

1. 内容

結核患者が治療を受ける場合にその費用(医療保険がある場合は自己負担分)の全額または一部を公費で負担する制度。

2. 対象

結核患者

3. 費用負担

入院の勧告を受けた結核患者:対象医療費の全額を公費等により負担(市町村民税所得割の額等により一部自己負担がある場合もある。)

それ以外の結核患者:対象医療費の95%を公費等により負担

4. 窓口

各保健福祉(環境)事務所、北九州市保健所、福岡市(各区保健福祉センター健康課)、大牟田市保健所(令和2年3月末まで)、久留米市保健所

5. 根拠法令・通知

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1.6 高額療養費の支給

1. 内容

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療を使って医療を受け、医療費の一部負担金の月額が、《表1》及び《表2》の区分に応じた限度額以上になった場合、その超えた額が支給される。

○平成30年8月1日から

《表1》

個人単位（70歳以上）・世帯単位（70歳以上）の場合

区分	自己負担限度額（月額）	
	個人単位（70歳以上） （外来のみ：A）	世帯単位（70歳以上） （入院含む：B）
現役 並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当140,100円)	
現役 並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当93,000円)	
現役 並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円)	
一般	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
低所得	Ⅱ	8,000円
	Ⅰ	15,000円

《表2》

区分		70歳未満及び世帯全体 (入院・外来：C)	
ア	健保： 標報 83万円以上 国保： 旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
		多数該当	140,100円
イ	健保： 標報 53万円～79万円 国保： 旧ただし書き所得 600万円超 ～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
		多数該当	93,000円
ウ	健保： 標報 28万円～50万円 国保： 旧ただし書き所得 210万超 ～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
		多数該当	44,400円
エ	健保： 標報 26万円以下 国保： 旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	
		多数該当	44,400円
オ	世帯主（擬主含む）と全 ての被保険者が市町村 民税非課税の世帯	35,400円	
		多数該当	24,600円

注) 多数該当：同一世帯で当該療養のあった月以前の12ヶ月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受け、支給に係る月が4回目以降の場合。

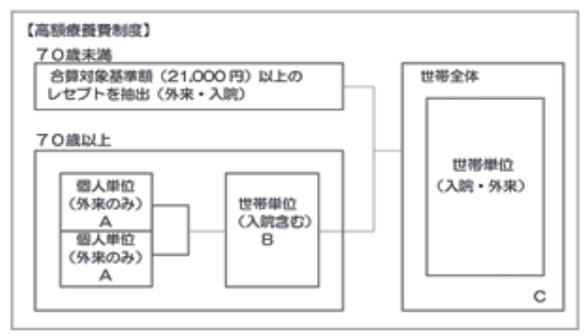
注) 《表1》一般区分の方の外来分に対して、年間144,000円の限度額が設けられている。

注) 《表2》の旧ただし書き所得とは、基礎控除（33万円）後の総所得金額等を指す。

注) 75歳到達月は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の2つの制度にまたがるため、個人単位の自己負担額が上記の額の2分の1となる。

2. 算定方法（世帯合算等）

①概念図



②具体的な算定方法

- ア 70歳以上の被保険者の外来自己負担のみを個人単位で合算し、《表1》のAの限度額を適用。
- イ 70歳以上の各被保険者の自己負担（アのAまでの額及び入院分）について世帯単位で合算し、Bの限度額を適用。
- ウ 70歳未満の被保険者の自己負担（21,000円以上のレセプトのみ）と70歳以上の被保険者の自己負担（イのBまでの額）を世帯全体で合算して、《表2》のCの限度額を適用。
- エ ア～ウで得られた額の合算額を世帯主に支給。

※後期高齢者医療

同一世帯の後期高齢者医療の被保険者で上記手順のアとイを行った後、高額療養費の支給総額を各被保険者の一部負担金割合で按分し、各被保険者に支給する。
なお、長期高額疾病患者で下記要件を満たす方の自己負担限度額は月額10,000円である。

（70歳未満の人工透析をしている上位所得者の場合20,000円）

【支給要件】

- ア 厚生労働大臣の定める治療及び疾病（昭59.9.28厚生告示156）
 - （ア）人工腎臓を実施している慢性腎不全（いわゆる人工透析治療など）
 - （イ）血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
 - （ウ）抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）
- イ 保険者の認定を受けた被保険者であること。

3. 対象

健康保険被保険者及び被扶養者、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者

4. 窓口

健康保険 協会けんぽ支部
国民健康保険 市区町村国民健康保険担当課
後期高齢者医療 市区町村後期高齢者医療担当課

5. 根拠法令・通知

健康保険法第115条、国民健康保険法第57条の2
高齢者の医療の確保に関する法律84条

17 福祉資金（療養）の貸付（生活福祉資金）

1. 内容

負傷または疾病の療養（療養を必要とする期間が原則として1年以内、または特に必要と認められた場合1年6か月以内）に必要な経費の貸付を行う。

2. 対象世帯

低所得世帯、高齢者世帯

3. 貸付限度額

1,700,000円以内（療養期間が1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるときは2,300,000円以内）

4. 据置期間

6か月以内

5. 償還期間

5年以内

6. 利子

保証人がいる場合は、無利子。

保証人がいない場合は、年1.5%

7. 窓口

市町村社会福祉協議会

8. 根拠法令・通知

生活福祉資金の貸付けについて
（厚生労働省事務次官通知）

18 医薬品副作用被害救済制度

1. 内容

昭和55年5月1日以降に医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、重篤な疾病や障害等の健康被害を受けた者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度。給付内容は次のとおり。

①医療費（保険医療費の自己負担分） ②医療手当
③障害年金（1、2級） ④障害児養育年金（1、2級）
⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

2. 窓口

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：月～金（祝日・年始年末除く）9時～17時

3. 根拠法令・通知

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

19 生物由来製品感染等被害救済制度

1. 内容

平成16年4月1日以降に生物由来製品を適正に使用し

たにもかかわらず発生した感染等による健康被害者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度。給付内容は次のとおり。

①医療費（保険医療費の自己負担分） ②医療手当
③障害年金（1、2級）④障害児養育年金（1、2級）
⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

2. 窓口

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：月～金（祝日・年始年末除く）9時～17時

3. 根拠法令・通知

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

20 福岡県精神保健福祉センターデイ・ケア事業

1. 内容

回復途上にある精神障がい者の保健と福祉の増進に寄与することを目的とし、近郊に居住する精神障がい者に対し通所により必要な援助を行う。

2. 根拠法令・通知

福岡県精神保健福祉センターデイ・ケア事業実施要綱

21 戦傷病者への療養の給付

1. 内容

戦傷病者手帳に記載されている障がいについて、これに関する療養を無料で行う制度。

2. 対象

戦傷病者手帳の交付を受けた者

3. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

4. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第9条、第10条、第11条

22 後期高齢者医療制度

1. 内容

急激な高齢化に伴い、医療費が増大する中、現役世代と高齢者の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として、75歳以上の高齢者等を対象に創設された医療制度。

2. 対象（被保険者）

(1) 75歳以上の方

※生活保護を受けている方などは対象になりません。

(2) 一定の障がいがある65歳以上の方

※広域連合の認定が必要。申請は市町村で受け付けるので、身体障害者手帳や療育手帳等の対象となる一定の障害の程度を証明するものを持参。

3. 負担

(1) 医療機関での一部負担

・一般 1割負担

・現役並み所得者 3割負担

※同一世帯の被保険者のいずれかの方の市町村民税の課税所得が145万円以上の場合。

ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と、同世帯の被保険者の方の旧ただし書所得（総所得金額等から33万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合には1割負担となる。

また、以下に該当する場合には、市町村へ申請することにより1割負担となる。

- 同一世帯の被保険者が2人以上の場合
被保険者全員の収入の合計額が520万円未満であること。
- 同一世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）
 - ①本人の収入が383万円未満であること。
 - ②本人の収入が383万円以上で、同一世帯の70歳～74歳の方との収入合計額が520万円未満であること。

(2) 保険料の納付

所得などに応じて決められた保険料を被保険者全員が負担し市町村に納付。これまで保険料の負担のなかった被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、各種共済組合等の総称）の被扶養者も保険料を負担することになる。

保険料の納め方は、受給している年金額などによって年金天引きと納付書などで納める2通りの方法に分かれる。また、年金天引きとなった方は、市町村へ申請することにより口座振替に変更可能。

4. 保険料

(1) 算出方法（平成30・令和元年度）

被保険者一人ひとりが等しく負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じた「所得割額」の合算額で算出。

- 被保険者均等割額 56,085円
（同一世帯の被保険者や世帯主の所得に応じて軽減措置あり）
- 所得割額
（総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額に所得割率（10.83%）を乗じた額）
保険料（※年額）= 被保険者均等割額 + 所得割額
※限度額62万円、10円未満切り捨て
- 保険料率
県内均一で2年単位で見直しを行っており、令和2年度が、保険料率改定の年度となる。

(2) 軽減措置

- ア 低所得者については、世帯の所得水準に応じて、保険料のうち被保険者均等割額を段階的に軽減（7割、5割、2割軽減）
- イ これまで被用者保険の被扶養者で保険料を負担していなかった人は、被保険者均等割が5割軽減される。（加入後2年間。所得割額はかからない。）

5. 窓口（運営主体）

福岡県後期高齢者医療広域連合

TEL 092-651-3111

URL <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

2.3 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

1. 内容

在宅で療養中のお子さまが、ご家族等の介護者の休養等により在宅療養が困難になった場合に、お子さまが一時的に入院できる病院を確保し在宅療養の継続を支援するもの。

2. 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市、久留米市

3. 対象者

小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方。

- (1) 福岡県に住所を有する児童等。
- (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、または、医療受給者証において重症患者認定を受け次のいずれかの状態にある児童等。
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している（概ね1日に8回以上）
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校行事等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等。

4. 制限

利用日数：承認期間（最長1年間）中に14日を上限とする。

5. 費用負担

原則、本事業の利用に関する費用は無料。ただし、以下の場合には利用者負担が生じる。

- 保険診療が発生した場合は、医療保険の自己負担額分
- 医療機関までの移送費用や保険適用外の費用（差額ベッド代等）等

6. 窓口

各保健福祉（環境）事務所、北九州市（各区役所保健福祉課）、福岡市（各区保健福祉センター健康課）、大牟田市こども家庭課、久留米市保健所

7. 申請方法

利用を希望する場合は、事前に上記窓口で利用登録の申請が必要。

8. 根拠法令・通知

児童福祉法第19条の2第2項

2.4 福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業

1. 内容

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者さんが、ご家族等の介護者の休息等により在宅療養が困難になった場合に、難病患者さんが一時的に入院できる病院を確保し、在宅療養の継

続を支援するもの。

2. 実施主体

福岡県

3. 対象者

次に掲げる要件を全て満たす方。

- (1) 福岡県に住所を有する方
- (2) 特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証を持ち、在宅療養中で人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気法を含む）を使用する方
- (3) 家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）、出産又は冠婚葬祭への出席等の理由により、必要な介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある方
ただし、(2)に相当する状態にあり、レスパイト入院が必要であると知事が特に認めた場合は、この限りではない。

4. 制限

1回あたり14日以内。同一年度中に2回まで利用可。

5. 費用負担

原則、本事業の利用に関する費用は無料。ただし、以下の場合には利用者負担が生じる。

- ・保険診療が発生した場合は、医療保険の自己負担額分
- ・医療機関までの移送費用や保険適用外の費用（差額ベッド代等）等

6. 窓口

福岡県難病相談支援センター内 福岡県難病ネットワーク
〒812-8582

福岡市東区馬出3丁目1番1号 九州大学病院 北棟2階

7. 申請方法

利用を希望する場合は、事前に上記窓口に申請が必要（郵送）。

8. 根拠法令・通知

平成31年3月29日付健発0329第9号厚生労働省健康局長通知「難病特別対策推進事業実施要綱の一部改訂について」